

報告第7号

栗東市土地開発公社清算終了報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づく栗東市土地開発公社清算終了について、次のとおり議会に報告する。

平成26年9月2日提出

栗東市長 野村 昌弘

## 栗東市土地開発公社清算結了報告について

清算人は、清算事務の全てを終了したので、その結果を次のとおり報告します。

1. 栗東市土地開発公社は、理事会及び市議会の承認を経て、平成26年3月31日滋賀県知事の認可により解散した。
2. 清算人は、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「法」という。）第22条の8の定めに基づき、平成26年4月10日、同年同月24日並びに5月8日付の官報に公告して債権者に対し債権申出の催告をした。
3. 清算人は、就任後遅滞なく公社財産の現状を調査のうえ、財産目録及び貸借対照表を作成し、平成26年6月27日開催の清算人会において、現務の結了、諸債権の取り立て、諸債務の支払いの全てを完了したことを確定すると共に、残余財産の全ては、法第22条第2項の定めるところにより、平成26年6月30日出資団体である栗東市へ帰属することを承認した。

### 清算収支計算書

単位：円

1. 資産合計額	33,884,902
(1)解散時の資産総額	33,576,046
流動資産	現金及び預金 33,576,046
(2)清算期間中の収入	308,856
預金利息	2,619
預り金	306,237
2. 清算事務費	585,259
(1)清算事務費	官報掲載、報酬 他 208,196
(2)未払金の清算	21,868
(3)預り金の納付	355,195
3. 差引残余財産の額	33,299,643
	(基本財産 10,000,000 円を含む)